



みずほ銀行が積水ハウス＜1928＞株式の大量保有報告書を提出



積水ハウス＜1928＞について、みずほ銀行が12月22日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の強化を図るもの。」によるもの。

報告書によると、みずほ銀行の積水ハウス株式保有比率は、5.06%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2016年12月15日。